

一般財団法人教員養成評価機構評価基準専門委員会規程

平成21年10月20日理事会決定

平成24年5月24日改正

平成26年3月6日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、教職大学院等の認証評価に関する規程（平成21年10月20日理事会決定）第25条第5項の規定に基づき、評価基準専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 評価委員会委員 2名
- (2) 外部有識者 5名

(委員の選任)

第3条 前条第1号の委員は、一般財団法人教員養成評価機構評価委員会規程（平成21年10月20日理事会決定）第3条第4号及び第5号の委員から理事長が指名し、前条第2号の委員は、教職大学院等を有する大学関係者から3名、その他の大学関係者、学校関係団体等代表者、教育委員会（地方教育行政）関係者、一般有識者等から2名を理事会において選任し、理事長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、理事会から付託された調査研究が終了するまでの期間とする。ただし、調査研究の期間が3年を超えたときは、委員は、その任期を終えるものとし、再任されることができる。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員の2分の1以上の委員が出席しなければ、その議事を開き議決することができない。

2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 専門委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(補則)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

2 この規程に定めるもののほか、専門委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、平成21年10月20日から施行する。

附 則（平成24年5月24日改正）

この規程は、平成24年5月24日から施行し、平成24年4月2日から適用する。

附 則（平成26年3月6日改正）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。